

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性と健全性を確保しながら、企業価値を最大限に高めていくことを重視した取組みを行っております。
また、当社は適宜行質の高い情報開示こそがステークホルダーに対する責任を果たすことであり、経営の透明性と健全性の向上に資するものと考え、四半期ごとの決算説明をはじめとして情報開示に積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社グループは、医薬品、化粧品、日用品等の卸売事業における商品の安定供給には、サプライチェーンを構成する様々な企業との協力関係が必要と考えております。そのため、事業戦略、取引先との関係を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、政策保有株式として保有しております。ただし、経済合理性や資本生産性の観点等から継続して保有する必要がないと判断した場合には、取引先の理解を得たうえで、株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。

保有の合理性については、個別銘柄ごとに、当社グループ事業の円滑な取引関係維持や業務提携関係の強化を通じた中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを検証し、保有の適否を毎年取締役会で判断いたします。

なお、2021年3月期は、7銘柄(売却価額13,159百万円)を売却いたしました。

議決権の行使にあたっては、議案の内容が当社グループの中長期的な企業価値向上に資するか否か、また、当社グループへの影響等を検討した上で、賛否を総合的に判断し、適切に行使します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社と役員との間において、競業取引及び利益相反取引が生じる場合には、取締役会の事前承認、事後報告を要する旨を取締役会規則に明示しており、取引にあたっては、取締役会において、取引条件やその決定方法の妥当性を審議のうえ、決議しております。

なお、グループ会社において、競業取引及び利益相反取引が生じた場合には、グループ会社に関する諸規程に基づき、親会社である当社の取締役会への報告を求めています。

また、グループ会社において、主要株主との取引を行う場合には、かかる取引条件等は、第三者との取引と同様に決定しており、医薬品等の仕入については、市場の実勢価格等を参考にして、交渉のうえに決定しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、主要事業会社において確定給付型の企業年金制度を採用しており、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、運用機関から意見を聴取したうえで、適切に分散した資産配分による運用を行っております。

年金資産の運用においては、運用機関である信託銀行や生命保険会社から運用状況の情報入手を定期的に行い、その内容を当社役員も委員として参加する資産運用委員会にて共有しており、運用状況を適切に管理しております。

また、年金資産運用担当者が運用機関の年金運用セミナーへの出席等を通じて、その専門性を高めることに努めております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、「流通価値の創造を通じて人々の健康と社会の発展に貢献します。」という経営理念に沿って、日々の事業活動において、経営資源を適正かつ有効に活用し、経営理念を具現化するとともに、企業価値の向上に取り組んでおります。

また、当社グループの成長とさらなる企業価値向上を目指すために、中期経営計画を策定し、公表しております。

これらは、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.medipal.co.jp/ir/strategy/>

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、経営の透明性と健全性を確保しながら、企業価値を最大限に高めていくことを重視した取組みを行っております。

また、当社は適宜行質の高い情報開示こそがステークホルダーに対する責任を果たすことであり、経営の透明性と健全性の向上に資するものと考え、四半期ごとの決算説明をはじめとして情報開示に積極的に取り組んでおります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、基本報酬と賞与により構成されており、基本報酬については、予め取締役会において決定した内規に基づき、役位に応じて支給することになっております。また、賞与については、各事業年度の業績(連結営業利益率)に応じて、支給総額を決定し、これを役位別の基準に基づき配分しております。

これらについては、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定しております。

なお、詳細については、後記「取締役報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、指名・報酬委員会の答申を経て、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に資するため、コンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組み、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を取締役として選任することを基本方針としております。

a) 社内取締役

企業経営、ヘルスケア、M&A、ガバナンス、IT等に関する業務経歴、能力を有し、経営の意思決定および業務執行の監督に携わる者として、当社グループの経営理念の実現に相応しいリーダーシップ、中長期的視野を持つ者の中から、人格、経験等も総合的に勘案し、候補者とします。

b) 社外取締役

企業経営、ヘルスケア、財務・会計、法務、国際等に関する知見および豊富な経験を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況等を総合的に勘案し、候補者とします。

なお、原則として、通算任期は、最長8年もしくは12年(監査役の任期4年×2期もしくは3期)までとし、現に4社以上の上場会社の役員に任ぜられていないことを要件とします。

また、別に定める独立性の要件に該当しない場合でも、高い見識、高度な倫理観を有する者を社外取締役候補者とすることができるものとします。ただし、この場合であっても、独立社外取締役の比率は3分の1以上とします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補の選任理由については、株主総会の招集通知に記載しております。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、経営の基本方針および経営上の重要事項についての意思決定を行います。取締役会の決議事項は、法令及び定款所定事項のほか、具体的内容は、取締役会規則に定めております。

また、当社では、取締役会規則、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき、経営陣の決裁、取締役会の承認等の範囲を明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を重視しており、社外取締役による多様な視点での質疑、意見により、取締役会の議論が活性化し、適切な意思決定がなされることで、コーポレートガバナンスの充実に繋がっていると考えております。

当社では、独立社外取締役の比率は3分の1以上としており、取締役12名中、4名が社外取締役であり、いずれも独立社外取締役であります。当社の属する業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案すると、十分な人数の独立社外取締役を選任していると考えております。

また、当社では、監査役5名中、3名が社外監査役であり、いずれも独立社外監査役であります。このように、独立社外取締役、独立社外監査役による取締役会の監視・監督体制により、透明性の高い経営を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、現在、取締役12名のうち、4名が社外取締役となっており、4名とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

当社は、指名・報酬委員会の答申を経て、社外役員の独立性判断の合理性を確保することを主眼としてより具体的、かつ定量的な基準を制定し、社外取締役および社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合には、独立性を有しているものと判断しております。

当社および当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者 1

当社グループの主要な借入先 2またはその業務執行者

当社グループの主要な取引先 3またはその業務執行者

当社の大株主 4またはその業務執行者

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

当社グループから役員報酬以外に多額 5の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)

当社グループから多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者)

当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者

上記 から に、過去5年間に於いて該当していた者

上記 から に該当する者(重要な地位にある者 6に限る)の近親者等 7

1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。

2 主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が連結総資産の2%以上に相当する金融機関をいう。

3 主要な取引先とは、当社との年間取引金額が連結売上高の2%以上に相当する取引先をいう。

4 大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間総収入金額の2%以上の額をいう。

6 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員、部長格以上の業務執行者またはこれらに準じる者をいう。

7 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

【補充原則4-11 取締役会の構成】

当社の取締役会は、主要な連結子会社の代表取締役等が取締役に就任するなどして、グループを統括する持株会社として実効性ある経営体制を構築するとともに、多様性及び専門性の観点にも配慮しながら、活発に実質的な議論ができる構成としております。

当社では、各役員が有する知識や経験が見える化することを目的として、株主総会招集通知においてスキルマトリックスを開示しております。今後は、スキルマトリックスの項目と中長期的な戦略や課題との関連性を明確化するとともに、当社にとって必要なスキルおよび人材の検討を通じて、後継者計画も含めて、サステナブルな経営に資するガバナンス体制を構築してまいります。

【補充原則4-11 社外役員の兼任状況】

当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

社外取締役4名は、他の上場会社の社外役員を兼任しておりますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

また、社外監査役3名のうち1名は、他の上場会社等の社外取締役(監査等委員)を兼任しておりますが、常勤監査役は当社グループ以外の他の会社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に支障が生じない体制となっております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、原則として、通算任期は、最長8年もしくは12年(監査役の任期4年×2期もしくは3期)までとし、現に4社以上の上場会社の役員に任ぜられていないことを要件としております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性分析・評価】

当社は、取締役会が適切に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえ、課題の改善や強みの深耕等の適切な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性について分析・評価を行っております。

取締役会の実効性についての分析・評価結果の概要は、以下のとおりであります。

1. 分析・評価のプロセス

当社取締役会は、第三者機関の協力を得て、各取締役・監査役へ質問票を作成し、その回答結果の分析・評価を行いました。また、第三者機関からの報告に基づき、2021年5月度の取締役会で評価結果および今後の対応を確認いたしました。

2. 分析・評価結果の概要

分析の結果、総じて高評価となっており、取締役会の実効性が確保できていると評価いたしました。とりわけ、取締役会での自由闊達で建設的な議論や意見交換、外部環境の変化に応じた議論などについては、他社平均よりも高くなっております。

一方、今後更なる機能向上を図るために必要な取り組むべき課題も認識いたしました。

3. 今後の課題

当社取締役会は、以下の事項について取り組むことで取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

- (1) 取締役の報酬制度の見直し
- (2) 取締役会の構成、社内取締役と社外取締役の比率の見直し
- (3) 取締役・監査役と内部監査部門との連携

なお、社外取締役、社外監査役は、取締役会の組織運営等に対し、日頃から率直にコメントしており、その内容は統合報告書等にも掲載しております。これによると、当社の取締役会は、闊達な議論、牽制機能が効いているものと判断しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

取締役及び監査役には、外部セミナーへの参加、外部団体への加入等を推奨しており、必要な知識の習得及び役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は適宜行方質の高い情報開示こそがステークホルダーに対する責任を果たすことであり、経営の透明性と健全性の向上に資するものと考え、四半期ごとの決算説明をはじめとして情報開示に積極的に取り組んでおります。

株主・投資家との対話については、IR担当部門が代表取締役社長、IR担当取締役等と対応方法を検討し、適切に対応することとしており、適宜、国内・海外の株主・投資家を訪問し、積極的に対話する機会を設けるようにしております。

当社ホームページ等による情報開示の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,750,800	7.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,422,700	4.01
MPグループメディセオ従業員持株会	6,232,858	2.97
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・エーザイ株式会社退職給付信託口)	5,095,958	2.43
小林製薬株式会社	5,074,362	2.42
NOTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,766,300	2.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,655,885	2.22
NOTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUND S	4,231,900	2.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	3,417,300	1.63
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,274,000	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

< 大株主の状況に関する注記 >

1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、信託業務に係る株式を次のとおり含んでおります。
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 14,750千株
 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 8,422千株
 株式会社日本カストディ銀行(信託口7) 3,417千株
2. 株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・エーザイ株式会社退職給付信託口)の所有株式はエーザイ株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はエーザイ株

式会社に留保されております。

3. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式は第一三共株式会社が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権は第一三共株式会社に留保されております。
4. 当社は、自己株式34,561千株を保有しておりますが、上記からは除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社子会社のうち、株式会社PALTAC(以下「PALTAC」)は東京証券取引所に上場している子会社であります。

当社が、上場子会社を有する意義および上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策等は、次のとおりであります。

PALTACは、「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」を行っており、当社グループの他の子会社が主に行っている「医療用医薬品等卸売事業」との相乗効果を生むために連携をとりつつ、「医療と健康、美」を事業フィールドとして、PALTACとともに、将来の成長戦略を模索していきたいと考えております。

昨今では、顧客であるドラッグストアの調剤事業が拡大しており、「化粧品・日用品、一般用医薬品」を取扱うPALTACと「医療用医薬品」を取扱うメディセオなどの事業会社が連携することで、トータルでユーザーニーズに応えられるようになり、シナジー効果が高まっていると考えております。

当社グループが持続的成長を果たすためにも、PALTACの保有意義は大きいと考えており、両事業の知見を活かしてサプライチェーンの最適化を進め、人々の生活に欠かせない品物の流通を一手に担う卸売事業者として、事業フィールドを拡大していきたいと考えております。

当社としては、PALTACの独立性を確保し、独自の資金調達、迅速な意思決定のもと積極的に事業展開を図ることで企業価値を向上させることがグループ経営の観点からも望ましいと考えており、PALTACの事業戦略、人事政策等につきましては、PALTACが独立して主体的に検討のうえ、決定しております。

また、PALTACでは、少数株主保護及び独立した意思決定の確保のため、独立社外取締役比率は3分の1以上となっており独立社外取締役には当社出身者を選任しておりません。

当社では、PALTAC株式の過半数を保有し、連結子会社としての位置付けを維持し続けることが、両社の企業価値向上に資すると考えており、今後も議決権比率に応じて適切なガバナンスを確保してまいります。

他方で、従来どおり、PALTACの独立性を保ちつつ、経営の自由度を確保するという考えには、何ら変わりはなく、今後も、PALTACの意向を尊重しながら、両社で共存共栄の関係を続けていきたいと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加々美 光子	弁護士											
浅野 敏雄	他の会社の出身者											
昌子 久仁子	他の会社の出身者											
岩本 洋	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

加々美 光子	○	当社は、当該社外取締役を独立役員に指定しております。	<社外取締役選任理由> 加々美光子氏は、弁護士業務を通じて培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識をもとに、当社の取締役会において、幅広い見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいております。また、2019年11月に、当社連結対象の完全子会社である株式会社メディセオが、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けた以降は、社外取締役として、コンプライアンスの徹底に向けて有益なご意見、適切なご助言をいただくなど、その職責を十分に果たしております。さらに指名・報酬委員会の委員として、コーポレートガバナンスの充実のために有益なご意見、適切なご助言をいただいております。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。 <独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
浅野 敏雄	○	当社は、当該社外取締役を独立役員に指定しております。 h) 当社グループでは、浅野敏雄氏が過去に代表取締役社長を務めていた旭化成株式会社の子会社である旭化成ファーマ株式会社との間で、医薬品等の仕入等に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の2%未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。	<社外取締役選任理由> 浅野敏雄氏は、旭化成ファーマ株式会社及び旭化成株式会社の代表取締役社長等を歴任され、会社の経営に関与された豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいております。また、2019年11月に、当社連結対象の完全子会社である株式会社メディセオが、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けた以降は、社外取締役として、コンプライアンスの徹底に向けた実効性のある取り組みを行うよう提言するなど、主導的な役割を果たしており、その職責を十分に果たしております。さらに指名・報酬委員会の委員長として、コーポレートガバナンスの充実のためにご尽力をいただいております。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。 <独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当する事項がありますが、左記のとおり、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
昌子 久仁子	○	当社は、当該社外取締役を独立役員に指定しております。 h) 当社グループでは、昌子久仁子氏が過去に取締役を務めていたテルモ株式会社との間で、医療機器等の仕入に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の2%未満であることから、同氏は独立性を有するものと判断しております。	<社外取締役選任理由> 昌子久仁子氏は、テルモ株式会社の取締役等を歴任されるとともに、同社の薬事部門や臨床開発部門の責任者を担ってこられ、かかる豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいております。また、2019年11月に、当社連結対象の完全子会社である株式会社メディセオが、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けた以降は、社外取締役として、コンプライアンスの徹底に向けて有益なご意見、適切なご助言をいただくなど、その職責を十分に果たしております。さらに指名・報酬委員会の委員として、コーポレートガバナンスの充実のために有益なご意見、適切なご助言をいただいております。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。 <独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当する事項がありますが、左記のとおり、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。

岩本 洋	○	当社は、当該社外取締役を独立役員に指定しております。	<社外取締役選任理由> 岩本洋氏は、金融業界にて培った財務業務、人事業務の経験とその後の情報・通信業界における豊富なマネジメント経験を有しております。かかる豊富な経験と幅広い見識を生かし、経営全般にご助言いただき、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役として選任しております。 <独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当するものではなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
------	---	----------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、(1)指名に関する事項(取締役の選任・解任の方針、取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項、代表取締役の選定・解職に関する事項、役付取締役の選定・解職に関する事項、後継者計画に関する事項)、(2)報酬に関する事項(取締役の報酬等に関する方針、取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項、取締役の個人別の報酬に関する事項)、(3)その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の委員で構成し、委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めております。

(指名・報酬委員会の構成:2021年3月31日時点)

委員長 浅野 敏雄 (社外取締役)
 委員 加々美 光子(社外取締役)
 委員 昌子 久仁子(社外取締役)
 委員 三村 浩一 (社外取締役)
 委員(指名) 渡辺 秀一 (代表取締役社長)
 委員(報酬) 依田 俊英 (専務取締役)
 委員 左近 祐史 (常務取締役)

また、社外監査役も、オブザーバーとして出席し、適宜意見をいただいております。

2021年3月期は、全5回開催し、その活動状況は、次のとおりであります。

1. 指名に関する事項については、(1)2021年6月定時株主総会の取締役候補者、(2)スキルマトリックスの開示などについて審議し、取締役会に答申しております。
2. 報酬に関する事項については、(1)取締役報酬の見直し(株式報酬制度の導入の検討を含む)、(2)2021年6月支給の役員賞与などについて審議し、取締役会に答申しております。
3. 今後は、(1)取締役報酬の見直し(報酬総額、評価項目及び対象役員の見直し、株式報酬制度の導入他)について、幅広く議論していくほか、取締役会の実効性評価においても課題に挙げられている、(2)取締役会の構成(3)後継者の育成計画等についても、検討を重ねてまいります。

このほかに、取締役会の実効性の更なる向上のため、ガバナンスに関して、社外役員との議論の拡充を図ることを目的として、中堅幹部と社外役員との懇談会の開催、ランチョン形式によるフリートークの設定などを試行しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人及び監査室は、定期的なミーティングによる課題確認や意見交換を行うとともに、監査範囲や監査スケジュールを共有化するなど、相互連携に努めております。さらに、監査役は監査法人による監査計画及び監査結果の報告にも出席し、相互に意見交換が図られております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北川 哲雄	学者													
豊田 友康	他の会社の出身者													
佐貴 葉子	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北川 哲雄	○	当社は、当該社外監査役を独立役員に指定しております。	< 社外監査役選任理由 > 北川哲雄氏は、事業会社の財務経理部門及び金融業界での勤務経験、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授としてファイナンシャル・レポーティング等の科目についての教鞭をとられていたご経験のほか、現在、証券アナリスト試験委員会委員(財務分析担当)も務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。かかる豊富な実務経験および専門的知識等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 < 独立役員指定理由 > 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当するものではなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。

豊田 友康	○	当社は、当該社外監査役を独立役員に指定しております。 j)当社グループでは、豊田友康氏が過去に代表取締役社長を務めていた味の素製薬株式会社(現・E Aファーマ株式会社)との間で医薬品等の仕入に関する取引がありますが、当社グループとの取引額は、当社グループの連結売上高の1%以下と僅少であることなどから、同氏の独立性には影響するものではないと判断しております。	<社外監査役選任理由> 豊田友康氏は、味の素製薬株式会社(現・E Aファーマ株式会社)の代表取締役社長等を歴任されておりました。会社の経営に関与された豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 <独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当する事項がありますが、左記のとおり、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
佐貫 葉子	○	当社は、当該社外監査役を独立役員に指定しております。	<社外監査役選任理由> 佐貫葉子氏は、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験および企業法務の専門的な知識等をもとに、複数の企業の社外取締役、社外監査役を歴任されております。かかる知見を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 <独立役員指定理由> 同氏は、独立役員として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

役員報酬の中に、インセンティブ相当分を含んでいるものと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

社内取締役及び社外取締役の別に、各々の総額を事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、以下のとおりであります。

基本方針

当社は、各役員が経営理念を実現し、企業価値向上と持続的成長に資するよう、その役割と職責に相応しい報酬水準・体系とすることを基本方針とする。

役員報酬は、基本報酬と賞与により構成し、報酬額は、世間水準、財務状況、従業員給与とのバランスなどを考慮して決定する。
なお、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に資することを目的として、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置する。

- 金銭報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針
金銭報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないもの）は、月額固定の「基本報酬」とし、役位に応じて支給する。
- 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は、「賞与」として毎年一定の時期に支給する金銭報酬とし、業務執行取締役に對して業績を意識した経営を行うよう動機づけるため、各事業年度の業績（連結営業利益）に応じて、取締役会において支給総額を決定し、これを役位別の基準に基づき配分する。
- 非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、現時点では導入していないものの、従前より、中長期的な業績に連動したインセンティブとして、企業価値の向上に連動する「株式報酬」を導入する方向で検討を進めており、指名・報酬委員会においても議論を重ねていくこととする。
- 報酬等の種類毎の構成割合の決定に関する方針
業務執行取締役の報酬は、月額固定の「基本報酬」、短期業績連動報酬の「賞与」により構成し、その構成割合は、役位によって若干異なるものの、「賞与」の割合が概ね25%となることを基本とする。
なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、「基本報酬」のみとする。
- 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長に一任するものとする。ただし、代表取締役社長は、個人別の報酬額の原案について、指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとする。
指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の委員で構成し、委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めるものとする。また、社外監査役も、オブザーバーとして出席可能とする。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、必要に応じて直接またはメール・電話などにより監査室、監査役及び監査法人与相互連携を図ることのできる体制を整えており、適宜適切な連携を図っております。

また、社外取締役及び社外監査役には、取締役会での発言のほか、重要な案件については事前に説明の機会を設けるなどして、忌憚のない意見を頂戴しております。さらに、子会社の現場を見ていただく機会も定期的に設けております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
熊倉 貞武	名誉会長	財界活動等	非常勤・報酬無	2016/6/24	定めなし
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			1 名		
その他の事項					

- ・ 名誉会長は、定款上に規定される相談役・顧問の一種であり、財界活動や業界での影響力等を勘案して有益であると社長が認める場合には、対外的に適切な呼称を用いることができることとしております。
- ・ 名誉会長は、当社の業務執行及びその監督には関与しておりません。
- ・ 名誉会長は、取締役会の決議により選任しております。
- ・ 名誉会長の役割は、重要な顧客や業界関係者との円滑な関係を維持、支援していただくことなどであり、
- ・ 名誉会長の待遇は、内規に基づき決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

- (1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要
- 当社の取締役会は取締役12名（内4名社外取締役）で構成（男性10名、女性2名）し、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置付け、監査役出席のもと原則毎月1回の定時取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、当社取締役に主要な連結子会社の代表取締役等が就任しており、情報の共有を図っております。
- また、当社は経営の意思決定・監督の機能と、業務執行の機能を明確に分離することを目的とした執行役員制度を設けるとともに、当社グループのガバナンス体制の整備・向上を図ることを目的として、主要な連結子会社の実務責任者を当社の執行役員に任命し、定期的に情報交換、協議、検討を行うことにより、より一層緊密な体制の構築と一体感をもった運営に努めております。
- さらに、当社グループの経営活動の円滑な推進を目的とし、諮問事項を検討する会議として、当社代表取締役、取締役並びに社長の指名する連結子会社の代表取締役等をもって構成する「グループ社長会」を原則として毎月1回開催し、当社グループの経営戦略の共有化と課題解決に向けた審議・検討を行っております。

当社は監査役制度を採用し監査役5名(内3名社外監査役)を選任(男性4名、女性1名)しておりますが、監査役は上記の会議体に出席し、監査役会で決定した監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について厳正な監査を行うとともに、監査法人と相互に意見交換を図っております。

なお、当社グループの監査役は相互に情報交換を行い、連携を図っております。

取締役の指名・報酬等については、公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

(1) 指名に関する事項

- 取締役の選任・解任の方針
- 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- 代表取締役の選定・解職に関する事項
- 役付取締役の選定・解職に関する事項
- 後継者計画に関する事項

(2) 報酬に関する事項

- 取締役の報酬等に関する方針
- 取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- 取締役の個人別の報酬に関する事項

(3) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

なお、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の委員で構成し、委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。

また、社外監査役も、オブザーバーとして出席し、適宜意見をいただいております。

当社グループでは、当社の代表取締役社長が「グループコンプライアンス管掌」の任にあたることとし、当社グループの経営トップが自ら率先して、コンプライアンス経営を推進しております。

また、組織的かつ継続的にコンプライアンス推進に取り組んでいくため、社長の直轄組織として、「コンプライアンス統括室」を設置し、グループ全体に対するさらなるコンプライアンスの強化を図っております。

さらに、経営トップがコンプライアンスを重視する姿勢を明確に示し、遵法精神に則った企業風土を確立していくため、新たに「企業活動指針」を制定しております。

加えて、当社グループのコンプライアンスを継続的にモニタリングしていくことを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置し、改善と継続に向けた、指導、助言、監督を行うこととしております。同委員会は、取締役会の諮問機関として、グループコンプライアンス管掌を委員長とし、医療用医薬品等卸売事業の営業経験のある業務執行取締役、社外取締役を交えた構成とし、監査役をオブザーバーとしております。

(2) 監査の状況

() 監査法人の名称 あずさ監査法人

() 継続監査期間 15年間

() 業務を執行した公認会計士

- a. 塚原 克哲(有限責任 あずさ監査法人)
- b. 御厨 健太郎(有限責任 あずさ監査法人)
- c. 木村 純一(有限責任 あずさ監査法人)

(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

() 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人により決定されておりますが、公認会計士及び公認会計士試験合格者を主として、システム専門家も加えて構成されております。

() 監査報酬の内容

当社と会計監査人との間の監査契約において、当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬額は84百万円であり、連結子会社と会計監査人との間の監査契約において、当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬額は213百万円であります。(金額は消費税等を含めておりません。)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記2.(1)に記載のとおり業務執行、監督機能の充実に向けた様々なプロセスを導入しており、現状の体制でコーポレート・ガバナンスが有効に機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様に十分な議決権行使の判断時間を提供するため、2021年6月25日開催の定時株主総会においては、法定期日より早く、2021年6月1日に招集通知の発送を行いました。 また、これに先立ち、自社のホームページにおいて、2021年5月26日に招集通知を早期開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以外に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使を迅速かつ活発にするため、インターネット・携帯電話による電磁的な議決権行使を2002年6月開催の株主総会より実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームにも参加し、直接機関投資家より電磁的な方法による議決権行使が可能となる環境を整えております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英語版を作成し、自社のホームページに掲載しております。
その他	自社のホームページに招集通知、決議内容の掲載を行うなど、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	投資家に対する公平な情報開示を重視しており、「情報開示の基本方針」をホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、企業説明会を年4～5回開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト向け決算説明会を年2回開催し、参加者からのご質問に対し経営幹部が直接ご回答しております。 また、証券アナリストや機関投資家とは個別ミーティングを行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	IR担当役員による海外投資家向けカンファレンスに定期的に参加しております。 また、経営幹部による海外IRを年1回行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	証券アナリスト向け決算説明会の動画配信、説明会資料やデータブックまた株主通信やアニュアルレポートなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IRを担当する広報部を設置しております。	
その他	海外投資家に対しては、適宜、個別訪問、個別ミーティングを開催しております。また、機関投資家に対しては、ESGをテーマにした個別ミーティングを開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「流通価値の創造を通じて人々の健康と社会の発展に貢献します。」という当社グループの経営理念に基づく経営方針、運営基本方針等において社会及びステークホルダーの尊重を規定し、株主価値を高める経営とコンプライアンスの徹底に注力しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、グループスローガンである「元気と、かがやき」を届けることが経営理念の実現につながるという観点から『「元気と、かがやき」を届けよう』をCSRスローガンとして、様々な活動を実施しており、自社のホームページに活動内容を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ全員の意思決定や行動の基準とする「私たちの姿勢」を作成し、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を策定、遵守しております。
その他	当社グループでは、個々のライフステージにおいて、仕事と生活を自律的にマネジメントし、働きがいや喜びを感じられるワーク・ライフ・バランスを実施するために、各種制度(育児・介護休職制度、育児時間制度、短時間勤務制度、看護休暇制度)を活用しやすい環境の整備に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(1) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業展開の指標となる経営理念、経営方針を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。更に、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。

また、グループ会社においても同様の体制を整備する。併せて、グループ会社に関する諸規程を制定し、重要事項の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保する。

この内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程、情報管理規程、個人情報保護管理規程等の社内規程により、保存及び管理(廃棄を含む)を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行い、その周知徹底を図る。

当社グループにおいてリスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、予め任命された危機管理担当役員が主体的役割を担う。なお、反社会的勢力による経営活動への関与については、危機管理担当役員のもと、対応する部門を定め、一元的に管理することにより防止を徹底する。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、各部門において、内部統制の維持・整備機能を担い、更に、そのモニタリングを実施するための権限を有した監査室を設け、グループ会社の内部監査部門との連携により、損失の危険を早期に発見することに努める。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織関係の諸規程において、取締役及び執行役員の業務分掌や職務権限を明確にするとともに、業務を担当する部門を定め、効率的で適正な意思決定を行い、業務を執行する。

また、取締役会において策定された当社グループの中期経営計画を踏まえて、年度の予算編成や事業計画を定め、更にグループ会社の進捗状況を検証することにより、効率的に業務を遂行する。

(5) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規程を整備し、従業員等に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。

また、当社グループでは、公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、グループ内部の問題を早期に発見することに努める。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、医療と健康、美を支える流通企業として、取り扱う商品や情報を提供し続けることが社会的な責任であると認識し、阻害要因となるリスクを最小限にとどめ供給体制を維持するため、当社及びグループ会社が一体となって、上記1項から5項までの業務の適正を確保するための体制の構築、運用、整備に努める。

また、当社グループでは、統一的な監査基準のもとに監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても同一方針をもって有効性評価を実施する。

併せて、当社グループの経営理念を実現し続けるため、定期的な研修やCSR委員会の活動を通して、従業員等に対して当社グループの社会的責任・法令遵守についての意識を啓発する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役との十分な協議を行い、決定することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに決した場合には、当該補助使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とし、業務執行にかかわる役職との兼務はしないものとする。

また、当該補助使用人は、監査役の補助業務に専念することとし、会社は、当該補助使用人に対して指揮命令を行わないものとする。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

会社が決定する重要な事項は、監査役に報告することとし、更に、監査室が行う監査の結果、その他により会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告する。

また、グループ会社から報告を受けた重要な事項についても、都度報告をする。

このほか、当社及び社外に設置している公益通報に関する窓口への通報内容についても、定期的に報告する。

上記にかかわらず、当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項が生じた場合には、いつでも監査役に報告することができ、監査役は、いつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査役へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として人事上の制裁処分その他の不利な取扱いを行わないものとする。

更に、当社及びグループ会社の監査役は、定期的に連絡会議を開催し、相互に情報交換を行うものとする。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用については、一定額の予算を確保するとともに、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、所要額を支払うものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役から要請があった場合、監査室及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また、会社の重要会議へ監

査役が出席すること、更に、監査室及び管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、経営方針の一つに「株主価値を高める経営とコンプライアンスの徹底」を定め、反社会的勢力からの利益の要求などを断固として拒絶し、妥協しない毅然とした態度を貫きます。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与については、予め定めた危機管理担当役員のもと、対応する部門を定め、一元的に管理することにより防止を徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示体制の概要

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うことができるよう、社内体制の充実に努めております。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりとなっております。

当社及び子会社に関わる適時開示の対象となる情報の集約及び管理については、社内規程に基づき情報管理責任者である総務部長が行っております。

また、会社情報の開示資料作成及び適時開示は、情報開示責任者である管理本部長が関係部門と連携のうえ、広報部が担当いたします。情報内容別の開示フローは以下のとおりとなっております。

(i) 決定事実に関する情報開示

当該情報の適時開示該当可能性等について、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示に係る規則等に従い、総務部、経営企画部、広報部、財務経理部、その他当該案件担当部門にて検討したうえで、当該案件担当部門より取締役会に上程いたします。決定事実については、取締役会における承認の後、情報開示責任者が代表取締役社長の指示により適時適切な情報開示を行います。

(ii) 発生事実に関する情報開示

発生事実については、当該案件担当部門が発生した情報を迅速に情報管理責任者に報告いたします。情報開示責任者は情報管理責任者と連携のうえ、代表取締役社長の指示により適時適切な情報開示に努めます。また、当該案件担当部門は当該事実について速やかに取締役会に報告いたします。

(iii) 決算に関する情報開示

決算に関する情報については、財務経理部が決算財務数値を作成し、取締役会における承認の後、情報開示責任者が代表取締役社長の指示により適時適切な情報開示を行います。

